

第36号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特例児童扶養資金の項の次に次のように加える。

配偶者等からの暴力被害者 自立支援金	配偶者、配偶者以外の親族、同居者その他の社会生活において密接な関係を有する者からの暴力（身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）を受けた者（以下この項において「被害者」という。）の経済的自立を図るため、島根県女性相談センターにより一時保護された被害者であって、一時保護された施設を退所した後において、生活に必要な収入を得るための就労等の手段を確保することが見込め、かつ、当該収入を得るまでの間の生活に必要な資金を確保することが	死亡したとき、又は心身の重度の障害、疾病、災害その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
-----------------------	--	---	-----------

	困難であるものに対して 貸し付けた資金	
--	------------------------	--

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。